

## 江南市歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1 目的

江南市（以下「市」という。）では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、歩道橋に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得する事業者（ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。))を募集します。

パートナーは、歩道橋に企業名等の愛称を標示することにより、企業等を幅広くPRすることができるのと同時に、道路行政への経済的支援、歩道橋その周辺の清掃美化活動などを通じた社会貢献を行うことができます。

### 2 募集内容

#### (1) ネーミングライツの対象となる歩道橋

ア 名称：東野横断歩道橋

イ 所在地：江南市東野町西出232番地

#### (2) ネーミングライツ料

年額22万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

※市としての希望金額であって、これを下回る応募も可能です。

#### (3) 契約期間

3年以上（契約期間の満了に当たり、契約継続の希望があれば優先交渉権を付与します。）

#### (4) 愛称の使用開始日

契約により両方で協議した開始年月日（目安は、4 応募方法（1）応募期間および愛称使用開始日を参照。）

#### (5) 命名条件等

①パートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に企業名、商品名等を入れた愛称を標示することができます。（企業のロゴマークも使用可能です。）なお、原則として「歩道橋」の文字及び「地域名称（現在の歩道橋名等）」を含むものとします。

②愛称標示の位置は原則歩道橋の右半分の中央とします。

③愛称の標示面積は、すでに歩道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）で5㎡までとします。（両面に設置する場合は、それぞれ5㎡までとなります。）

④標示する文字（ロゴマークを含む。）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1文字あたり最大で30cm角までとします。また愛称は二行書きとせず、一行で記載してください。

⑤文字（ロゴマークを含む。）の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は使用できません。

⑥提案された愛称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む。）は、交通の安全等を考慮して、市が別途設置する江南市歩道橋ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の意見に従い変更することを条件とする、条件付き承認決議をする場合があります。

⑦地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

⑧愛称は一般的に用いる呼称であり、施設の正式名称を変更するものではありません。

⑨場合により愛称と合わせて正式名称を併記することがあります。

⑩江南市ネーミングライツ事業実施要綱第8条各号に該当するものは認められません。

#### （6）費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了時に標示を消去する費用は、すべてパートナーの負担とします。また、消去時に歩道橋の塗装が剥離した場合や歩道橋に文字痕が残った場合の再塗装もパートナーの負担で行っていただきます。なお歩道橋への愛称標示及び愛称消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて施工するものとします。

### 3 応募資格

パートナーは法人又は個人事業主とします。ただし、江南市ネーミングライツ事業実施要綱第7条第1項各号に該当するものを除きます。

### 4 応募方法

#### （1）応募期間および愛称使用開始日

応募期間および愛称使用開始日は、下表の第1期募集欄に記載のとおりとします。

なお第1期募集で応募がない場合は次期募集に移行し、応募があるまで継続して募集します。令和5年度以降の応募期間等については、事前に市ホームページで公表します。

令和4年度

募集期数	応募期間	愛称使用開始日の目安
第1期	令和4年4月1日（金）～令和4年5月31日（火）	令和4年8月1日（月）～
第2期	令和4年6月1日（水）～令和4年7月31日（日）	令和4年10月1日（土）～
第3期	令和4年8月1日（月）～令和4年9月30日（金）	令和4年12月1日（木）～

第4期	令和4年10月1日(土)～令和4年11月30日(水)	令和5年2月1日(水)～
第5期	令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)	令和5年4月1日(土)～
第6期	令和5年2月1日(水)～令和5年3月31日(金)	令和5年6月1日(木)～

(2) 提出書類

- ①江南市ネーミングライツ申込書(様式第1)
- ②ネーミングライツ申込みにかかる誓約書(様式第2)
- ③法人の概要(沿革、業務内容など)に関する資料(パンフレット等)
- ④登記事項証明書(商業登記簿謄本、現在事項全部証明書)
- ⑤標示するデザイン案
- ⑥社会貢献活動の実施状況が分かる資料(実施している場合のみ)

(3) 提出方法

・郵送の場合

応募期間内に提出先まで郵送してください。応募期間の最終日必着です。

・持参の場合

応募期間の午前9時から正午および午後1時から午後5時までの間に、提出先に直接ご持参ください。(土曜日、日曜日、祝日および12/29から翌年の1/3までの日を除く。)

(4) 提出先

〒483-8701 江南市赤童子町大堀90番地  
江南市都市整備部土木課 土木管理グループ

(5) 留意事項

- ・申込みに係る必要な経費は、申込者の負担とします。
- ・提出書類等の返却はいたしません。
- ・申込書の提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届(任意様式)を提出してください。

5 質問の受付

(1) 受付期間

応募期間の午前9時から正午および午後1時から午後5時まで  
(土曜日、日曜日、祝日および12/29から翌年の1/3までの日を除く。)

(2) 提出方法

必要事項(質問事項、法人名、担当者名、連絡先)を記載した電子データを添付した電子メールを(3)の送付先に送信してください。必要事項の記載がないものは無効とし、回答は行いません。

また、提出後は、電話にて必ず受信確認を行ってください。

(3) 送付先

江南市都市整備部土木課 土木管理グループ

メール doboku@city.konan.lg.jp

電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問」としてください。

(4) 回答方法

受け付けた質問は、原則として質問者を特定できない内容で、市ホームページ (<https://www.city.konan.lg.jp/jigyounamingrights/1009474.html>) に掲載し、回答します。

6 選定

(1) 選定方法

応募期間終了後、選定委員会にて提出書類に基づき審査を行い、優先交渉者を選定します。

なお、応募が1者の場合も選定委員会による審査を行います。

(2) 審査基準

審査の基準は、以下に示す審査基準（概要）のとおりです。

[審査基準（概要）]

審査項目	配点	審査基準
ネーミングライツ料	40	応募金額の妥当性、相対評価、期間
愛称	30	親しみやすさ、分かりやすさ、呼びやすさ 施設イメージとの整合
適格性	30	応募趣旨、社会貢献

(3) 応募の失格

応募内容が以下のいずれかにあたる場合は、失格とします。

- ① 応募資格を有しないものが提出したもの
- ② 審査項目の「愛称」または「適格性」の評価が著しく低いもの
- ③ 提出書類に虚偽があるもの
- ④ その他応募および選定に関し不正があったとき

(4) 結果の通知

選定結果は、速やかにすべての応募者に文書で通知します。

7 契約の締結方法

選定された優先交渉者との最終的な協議を経て、市とパートナーとの間で契約を締結します。契約を締結した場合は、パートナー名、愛称、契約金額、契約期間を公表します。

8 契約の解除

契約期間中、パートナーが「3」に規定する応募資格を失った場合若しくは満たしてい

ないことが明らかになった場合又は、社会的信用を損なう行為等により市若しくは施設のイメージが損なわれた場合若しくは損なわれる恐れがある場合等パートナーとすることが適当でないと思えられる場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。

この場合、契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

## 9 リスク負担

- (1) パートナーが設置した標示により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、パートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とパートナーと協議し、リスク負担を決定するものとします。

## 10 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度4月末日までに行うものとします。ただし、契約初年度については市が指定する日までに行うこととします。(一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

## 11 その他

本要項に規定のない内容については、関係法令及び例規に基づき、選定委員会又は市で決定します。

## 12 問合せ先

江南市都市整備部土木課 土木管理グループ

- ・住所 〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地
- ・電話 0587-54-1111 (内線 379、386)
- ・F A X 0587-56-5952
- ・メール doboku@city.konan.lg.jp